

令和 2 年 9 月 11 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

阿部 かほる 委員長	
辻 畑 めぐみ 副委員長	
西村 勝男 委員	小野 幸男 委員
伊藤 博章 委員	小高 洋 委員

出席議長団（1名）

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹	副市長 佐藤 洋生
健康福祉部長 阿部 徳和	市立病院事務部長 本多 裕之
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 吉岡 一浩	市立病院事務部次長 兼業務課長 兼経営改革室長 並木 新司
健康福祉部 子育て支援課長 小倉 知美	健康福祉部 長寿社会課長 志野 英朗
健康福祉部 健康推進課長 櫻下 真子	健康福祉部 保険年金課長 長峯 清文

事務局出席職員氏名

事務局 局長 武田 光由	議事調査係長 石垣 聡
議事調査係主査 平山 竜太	議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第59号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算

議案第60号 令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第61号 令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第62号 令和2年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

請願第 2号 国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、窓を開けておりますので、お暑い方は、上着を脱いでいただいても構いませんので、ご案内申し上げます。

さらに、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても感染症対策の徹底にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第60号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第61号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第62号「令和2年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、並びに、閉会中の継続審査となっております請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第59号ないし第62号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の委員会でご審査をお願いいたしております案件でございますが、令和2年度塩竈市一般会計補正予算など、合計4か件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課からは、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課が所管いたします民生費の津波被災住宅再建支援事業と福祉サービス費につきまして、ご説明申し上げます。

まず、説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

資料No.17、令和2年度一般会計補正予算説明書、9ページ、10ページをお開き願います。

まず、津波被災住宅再建支援事業につきまして、第3款第1項第1目社会福祉総務費に、補

正額 1 億2,575万6,000円、津波被災住宅再建支援補助金として計上しております。また、財源といたしましては、補正額の財源内訳に記載のとおり、その他の欄に同額の 1 億2,575万6,000円の増額を計上しております。

続きまして、福祉サービス費につきまして、同じ第3款第1項第7目の障害者総合支援費に、補正額48万6,000円、内訳といたしまして、委託料40万4,000円と使用料及び賃借料8万2,000円を計上しております。財源といたしましては、補正額の財源内訳の欄、国県支出金といたしまして、同額の48万6,000円を増額計上しております。

続きまして、事業内容について、説明申し上げます。資料No.18、第3回塩竈市議会定例会議案資料をご準備願います。

まず、19ページをお開き願います。津波被災住宅再建支援事業です。

事業の概要につきましては、東日本大震災の津波により被災した方々が、市内で住宅を建設、購入または補修する場合に取得や補修に係る経費、資金借入に伴う利子相当額を補助するもので、平成25年度から実施しているものです。今年度の申請が、当初の見込みを上回ることから、補正予算を計上するものでございます。

2、制度の内容でございますが、対象者は、次の5つの要件を全て満たすものとなります。東日本大震災の津波により被災した方、2つ目に、住宅の被害の程度が、全壊、大規模半壊または半壊で解体した方、3番目といたしましては、市内に自ら居住するための住宅を建設、購入、補修した方、次に、被災した住宅が、持ち家であった方、最後に、市区町村民税、固定資産税、都市計画税の未納がない方となっております。

(2)の補助の上限といたしましては、住宅の取得は250万円、住宅と土地の取得は708万円、がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用は、708万円となっております。

事業費と財源内訳でございますが、先ほど申し上げました事業費1億2,575万6,000円としまして、財源といたしましては、同額をふるさとしおがま復興基金とするもので、東日本大震災復興基金交付金のうち、津波被災住宅再建支援分を積み立てたものを活用するものでございます。

なお、事業費内訳につきましては、下段のとおりに今年度当初予算で合計3,700万円お認めいただいております、7月までの実績といたしまして2,815万6,000円、今後の見込みとして1億3,460万円となりますので、補正額が、差引き1億2,575万6,000円となっております。

続きまして、23ページをお開き願います。

23ページには、福祉サービス費につきまして、個別面談ケース会議等管理相談記録システムの導入についてが、記載されております。

1番、事業の概要ですが、障がい者の支援事務におきましては、個別の面談や手帳の更新、支援ケース会議が不可欠となっております。障がい者お一人お一人に長年にわたる支援が必要となりますので、その情報量は、膨大となっております。今回、この情報管理システムを導入することによりまして、業務の効率化、面談や会議等の時間短縮などにより、新しい生活様式への対応を図るものでございます。

2番目の事業の内容といたしましては、記載のとおり、システムの機能といたしまして、ケース記録や個人ごとの履歴の把握をする過去の支援内容、各種集計やデータの活用などとなっております。

3番目の事業費及び財源内訳につきましては、事業費48万6,000円、財源といたしましては、全額が、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

今後の予定でございます。補正予算をお認めいただきましたら、早速、契約の準備を進め、導入をしてまいりたいと思います。

次に、歳入予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。資料No.17の3ページ、4ページをお開き願います。

まず、津波被災住宅再建支援事業につきましては、第19款第1項第7目にふるさとしおがま復興基金繰入金第1節ふるさとしおがま復興基金繰入金に1億2,575万6,000円を計上しております。福祉サービス費につきましては、第15款第2項第1目第1節に総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円と記載しておりますが、この中に先ほどの48万6,000円を計上しているものでございます。

最後に、同じ資料No.17の17ページをお開き願います。

債務負担行為といたしまして、この表の一番最後の段、4段目に障害者福祉業務電算システム委託の限度額を令和7年度まで2,999万6,000円と設定しております。

以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の健康推進課に係る分について、ご説明いたします。

お手元に資料No.17をご用意いたします。

説明の都合上、歳出から説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

第3款民生費第1項第1目社会福祉総務費第27節繰出金664万円を国民健康保険事業特別会計繰出金として計上しております。こちらの繰出金の財源となる歳入につきましては、同じ資料No.17の3ページ、4ページについて、記載がございます。

3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1項総務管理費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円を計上しております。このうちの664万円が、ただいま説明いたしました国民健康保険事業特別会計繰出金の財源となります。こちらは、後ほど、ご説明する議案第60号の事業費となるものです。議案第60号につきましては、後ほど、改めてご説明させていただきます。

引き続き、健康推進課におきまして、債務負担行為をお願いする内容が、2件ございますので、ご説明させていただきます。

同じく、議案資料No.17の17ページをご覧ください。

初めに、表、上から2番目の健康管理システム賃貸借（2年度）についてです。

こちらは、健康推進課で実施している各種住民健診、乳幼児健診、予防接種等について、記録するシステムとなっており、健康推進課で現在、使用しているものです。令和3年度にシステム更新を迎えるに当たり、システム構築時に時間を要するため、令和2年度に契約手続を行い、令和3年4月から5か年のシステム賃貸借を行えるよう、債務負担行為の限度額1,865万円をお願いするものであります。

続いて、その下段にあります子育て支援アプリ導入運用業務委託（2年度）について、ご説明いたします。

子育て支援アプリは、子育て世代にとって必要な情報が、身近なスマートフォン等により、適切かつ容易に得られるツールです。電子版母子手帳など及び予防接種のスケジュール機能を有し、乳幼児健診や各種イベントの周知など、タイムリーな情報発信が行えます。

本市におきましては、平成31年度より子育て支援アプリ、しおがますくすくアプリで試行運用を行い、その効果を確認してまいりました。このたび、子育て世代統括支援センター設置と併せ、子育て支援に効果的な情報ツールとして、子育て支援アプリを令和3年度より、本格導入しようとするものでございます。新たな契約の締結に当たり、3年間の債務負担行為

の限度額198万円をお願いするものです。

健康推進課からは、以上となります。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 それでは、続きまして、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の長寿社会課に係る分つきまして、ご説明をいたします。

まず、お手元の資料No.17と18をご用意願います。

初めに、事業内容の説明をいたしますので、資料No.18、こちらの20ページをお開きください。

自宅で行うフレイル予防啓発事業（第2弾）についてです。概要から順にご説明をいたします。

まず、1、概要ですが、新型コロナウイルス感染予防のための外出自粛中の75歳以上の高齢者を対象にフレイル、（虚弱）予防のための自宅でできる体操を掲載したリーフレット及び体操に使用するグッズを個別に配付し、フレイル予防の啓発を図るものでございます。

次に、2の事業内容でございますが、お認めいただいた場合には、リーフレットと体操グッズを11月に同封発送いたしまして、さらにリーフレットの2回目発送を来年1月とするものでございます。

次に、3の対象者につきましては、令和2年8月末現在、75歳以上の高齢者、約9,500人とするものでございます。

次に、4、事業費及び財源内訳については、828万円で、内訳は、以下に記載のとおりでございますが、こちらは、資料No.17を使い、ご説明をさせていただきます。

説明の都合上、こちら、歳出から順に説明をいたします。

資料No.17の9ページないし10ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費の第10節の需用費に、体操グッズ、リーフレット印刷費、事務費として362万5,000円、役務費に送料2回分465万5,000円の2つを合わせまして合計828万円を、一番右側にあります事業内訳欄にありますとおり、高齢社会対策費として計上をしております。

続いて、この事業の財源となります歳入につきましては、同じく資料No.17の3ないし4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金7億1,306万4,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円、さらに、このうち

の事業費全額に当たります828万円が、財源となる歳入となるものでございます。

それでは、資料No.18の20ページにお戻りいただきます。

5の今後の予定といたしまして、予算をお認めいただいた場合には、令和2年10月、契約手続を始め、先ほど事業内容で申し上げましたとおり、11月、来年1月の2回に分けて発送をする予定でございます。

議案第59号のうち、自宅で行うフレイル予防啓発事業（第2弾）につきましては、以上となります。

続きまして、議案第59号のうち、介護保険事業特別会計繰出金についてのご説明をいたします。

お手元の資料No.17をご用意いたします。

説明の都合上、歳出から説明いたしますので、こちらの資料No.17の9ないし10ページをお開きください。

後ほど、説明いたします議案第61号で計上しております介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金の財源とするものでございまして、第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費の第27節繰出金690万1,000円を介護保険事業特別会計（保険事業勘定）繰出金として、計上するものでございます。

この繰出金の財源となる歳入につきましては、同じく資料No.17の3ないし4ページをお開きください。

先ほどと同様でございますが、第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1項総務管理費国庫補助金7億1,306万4,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,306万4,000円、さらに、このうちの介護保険事業特別会計繰出全額に当たります694万1,000円が、財源となる歳入となるものでございます。

議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」の長寿社会課に係る分につきましては、以上となります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.17、一般会計補正予算、特別会計補正予算説明書の9ページ、10ページをご覧くださいと思います。

歳出の第3款第1項第3目老人福祉費第27節繰出金ですが、こちらも後ほど、ご説明させて

いただきますが、各種公金の新たな納付方法の導入に係る費用として、前段、介護保険事業特別会計繰出金でもご説明があったように、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納等の導入費用として892万1,000円を後期高齢者医療事業特別会計に繰出しするものでございます。

なお、財源につきましては、3ページ、4ページにございます歳入の第15款第2項第1目総務管理費国庫補助金の説明欄にございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第59号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.17、補正予算説明書及びNo.18、第3回塩竈市議会定例会議案資料をご用意いたします。

先に、4件の事業について、事業内容のご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.18の21ページをお開き願います。

各種公金の新たな納入方法の導入について、ご説明いたします。

まず、1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症のリスク低減と収納利便性の向上を図るため、保育料と介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、コンビニ収納及びスマートフォンアプリ収納を実施するため、システム改修業務委託などに係る補正予算を計上するものです。

2の導入内容ですが、市税、国民健康保険税及び上下水道料については、既にコンビニ収納を実施し、10月からスマートフォンアプリによる納付を実施しますが、市税等と同様、保育料などについても、コンビニ収納に対応するためのシステム改修業務委託及びコンビニ収納代行業務委託を実施し、令和3年4月からコンビニ収納化を図り、加えて、スマートフォンアプリ収納も実施いたします。

3の導入効果ですが、金融機関などが、身近にない高齢者や金融機関の営業時間などに納付が困難な方々にとって、コンビニで納付ができるようになると、これまでの様々な不便さを解決することができ、加えて、徴収率の向上につながることを期待されます。また、スマートフォンアプリ収納についても利用者は、時間や場所を選ばずに即時納付が、可能となるため、コロナ禍の時代の新しい生活様式に対応した納付が、できるものと考えております。

次に、4の事業費及び財源内訳であります。保育料等の部分だけをご説明いたしますが、

システム改修業務委託分の事業費として、548万9,000円を増額補正するものです。財源とい
たしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。ま
た、収納事務業務委託分の債務負担行為設定として、令和2年度から4年度までで17万2,000
円を計上いたします。

22ページをお開きください。

5の今後の予定ですが、予算をお認めいただいた場合には、令和2年10月にシステム改修業
務委託契約及びコンビニ収納代行業務委託契約をし、令和3年4月から、市税など同様に
コンビニ収納、スマートフォンアプリ収納の開始をしたいと考えております。

各種公金の新たな納付方法の導入についての説明は、以上となります。

続きまして、同じ資料の24ページをお開き願います。

保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業について、ご説明いたします。

まず、1の概要ですが、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、安心して保育所などをご利
用いただくため、国や県の補助制度を活用し、環境整備や清掃に用いる備品などを各施設な
どに配備するものです。

2の事業内容について、対象施設・事業についてですが、(1)のとおり、公立保育所や私
立保育園、放課後児童クラブ、藤倉児童館などの31施設・事業となっております。また、配
付する物品についてですが、(2)にありますとおり、マスクや消毒用エタノール、手袋や
ペーパータオルなど、感染症拡大防止のための物品を考えております。

なお、(3)の配備の方法ですが、市が一括して購入し、各施設に配備するほか、私立保育
園など、民間事業者が、管理運営を行う施設事業については、必要とする物品を購入した経
費に対して、市が、補助を行うことを考えています。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として2,430万2,000円を増額補正しようとするもの
です。

4の今後の予定ですが、10月以降、配備品を一括購入し、各施設に配備するほか、私立保育
園などの民間事業者に補助金制度を周知し、申請を受け付け、補助金の交付を行ってまい
ります。

なお、補助金の申請締切りは、来年2月までとし、3月までに交付を終了する予定となっ
ております。

保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業についての説明は、以上でございます。

次に、25ページをご覧ください。

保育所の和太鼓用品の整備について、ご説明いたします。

1の概要ですが、藤倉保育所では、独自の保育内容として、和太鼓演奏に取り組み、地域のイベントなどで演奏を披露しているところです。演奏に使用する和太鼓用品などが、経年劣化していることから、民間企業の東北応援社員募金による自治体寄附（助成金）を活用して、整備を行おうとするものです。

なお、この助成金は、6月23日に交付が決定しております。

2の事業内容ですが、和太鼓10台の修繕を行うほか、イベントなどで着用します子供用のはっぴや太鼓のばちを新調、購入いたします。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は、150万5,000円であり、財源は、ご覧のとおりとなっております。

4の今後の予定ですが、補正予算が、認められましたら、10月以降、和太鼓の張替え修繕、はっぴなどの発注、契約を行います。

なお、助成金交付は、令和3年3月を予定しております。

保育所の和太鼓用品の整備についての説明は、以上です。

次に、26ページをご覧ください。

公立保育所感染症対策事業について、ご説明いたします。

1の概要ですが、昭和48年に建設された東部保育所は、現在、本市において最も古い公立保育所であります。施設・設備の老朽化が、顕著となっております。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大への対応を目的として、新しい生活様式を実践することができる保育環境の整備が、必要となっております。これらの課題に対応するとともに、3密を防ぎつつ、待機児童対策につながる保育室などのレイアウト変更を行うために、東部保育所の施設改修を行おうとするものです。

2の事業内容については、ご覧のとおりですが、コロナ感染症対策としては、手洗い場やトイレなどの改修を行い、衛生面の改善を図りたいと考えております。

なお、この事業内容は、あくまでも想定される事例であります。施設の改修は、保育内容にも大きく関わってくることから、保育所の職員や保護者から意見や要望を聞き取った上で、子供たちが安心安全に過ごすことができる保育ができるよう、改修を進めていきたいと考えております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は、1億円であり、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,350万円、一般財源1,650万円を予定しております。

4の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただけましたら、基本設計、実施設計に入り、工事の着工、年度内の改修完了を予定しております。

公立保育所感染症対策事業についての説明は、以上となります。

次に、補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.17の9ページ、10ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、右の事業内訳欄にあります保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業、保育所入所時保育料等徴収事業について、増額補正しようとするものです。

内訳といたしましては、保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業2,430万2,000円については、第10節需用費消耗品費として620万6,000円、第18節負担金補助及び交付金として1,809万6,000円でございますが、先ほどご説明しました保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための経費として、補正計上するものです。

また、保育所入所時保育料等徴収事業548万9,000円でございますが、第12節委託料について、電算業務委託料として548万9,000円でございます。

先ほど、ご説明しました保育料等のコンビニ収納及びスマートフォンアプリ収納に係るシステム改修に要する経費として、補正計上するものでございます。

次に、第4目保育所費でございますが、右の事業内訳欄にあります保育所管理運営事業費公立保育所感染症対策事業について、増額補正しようとするものです。

内訳といたしましては、保育所管理運営事業費150万5,000円について、第10節需用費について、消耗品費及び修繕料として123万4,000円、第17節備品購入費として、保育所備品として27万1,000円でございます。これは、先ほど、ご説明しました藤倉保育所の和太鼓用品などを整備するための経費として増額補正するものです。

次に、公立保育所感染症対策事業1億円ですが、第12節委託料について、実施設計委託料として775万7,000円、第14節工事請負費について、保育所改修等工事として9,224万3,000円でございます。これは、先ほど、ご説明しました東部保育所の施設改修に係る経費として、増額補正するものです。

歳出予算についての説明は、以上となります。

次に、補正予算の歳入予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3億1,306万4,000円のうち、1億548万9,000円ではありますが、保育料のコンビニ収納及びスマートフォンアプリ収納に係る補助金548万9,000円及び公立保育所感染症対策事業として、東部保育所の改修に係る補助金1億円であります。

次に、第2目民生費国庫補助金の第3節児童福祉費補助金ではありますが、地域子ども・子育て支援事業として556万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金として323万6,000円の増額補正をしようとするものです。これは、先ほど、ご説明しましたが、保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、保育所等に環境整備や清掃に用いる備品を配備するための経費に係る補助金であります。

次に、第16款県支出金第2項県補助金第2目民生費補助金の第2節児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,550万円を増額補正しようとするものです。これは、同じく、保育所等の環境整備や清掃に用いる備品を配付するための経費に係る補助金となっております。

次に、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入の第2節雑入の150万5,000円ではありますが、これは、企業東北応援助成金として、先ほど、ご説明しました藤倉保育所の和太鼓用品などの整備について、助成金を受けるために増額補正を行うものです。

最後に、債務負担行為設定について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料No.17の17ページをお開き願います。

表の1行目にごございます塩竈市保育料等収納事務業務委託17万2,000円でごございますが、コンビニ収納代行業務委託として計上するものです。これは、来年度以降、新たな納付方法により生じる公金納付に伴う委託料、いわゆるランニングコスト分であります。

子育て支援課から、議案第59号の説明は、以上となります。ご審議について、よろしく願います。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第60号、令和2年度市民健

康診査等におけるコロナ対策について、ご説明いたします。

お手元に、資料No.18をご用意いたします。

資料No.18の31ページをお開きください。

1の概要についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっている国民健康保険特定健診等について、感染症予防の対策を行いながら実施するために必要な経費について、補正予算を計上するものです。

2の事業内容ですが、集団健診会場における3密の回避のほか、手指消毒やマスクの着用等、感染症予防対策を講じます。主な感染対策は、ご覧のとおりの内容となっております。

3の実施期間につきましては、6月23日から7月29日に実施予定でしたが、10月22日から11月30日までの24日間で実施する予定に変更いたしました。

3密を避けるために集会所等では、実施しないこととし、会場は、保健センター、塩釜ガス体育館、マリゲート塩釜となります。

各会場においては、可能な限り待合場所を確保し、人と人との距離を取ります。マリゲート塩釜は、レントゲンバスを海上輸送することが困難なことなどから、浦戸地区の方々の健診機会を確保するため、浦戸諸島総合開発センターの代替会場といたします。

また、こちらは、近隣地区の方も受診できるように、設定をする予定となっております。

続いて、4の事業費及び財源内訳をご覧ください。

事業費664万円を計上し、全額、議案第59号で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とした繰入金、財源となります。

歳出の詳しい内容は、資料No.17で説明をさせていただきます。

資料No.17の23ページ、24ページをお開きください。

国民健康保険特別会計第5款保険事業費第1項第1目第10節需用費に36万8,000円、内訳といたしましては、会場で使用する暖房器具の灯油のほか、周知用のチラシの印刷代を計上しております。第12節委託料には、4日分日程が、増加した分の健診費用のほか、検温受付、会場整理業務などが、含まれております。

第13節使用料及び賃借料につきましては、133万6,000円、内訳の会場使用料は、体育館の待合会場を増やすとともに、暖房を使用すること、マリゲート塩釜を使用する費用となっております。駐車場使用料は、マリゲート塩釜の駐車場を健診に来た方が、費用負担なく駐

車できるようにするものであります。

最後に、資料No.18に戻ります。31ページにお戻りください。

5の今後の予定についてです。

こちらの補正予算をお認めいただきましたら、医師会などの実施機関と協力をして、感染症予防対策を十分講じ、また、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、10月22日から11月30日まで健診を実施いたしたいと思っております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

健康推進課からは、以上です。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第61号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明をさせていただきます。

議案資料のNo.17及びNo.18をご用意願います。

先に、各種公金の新たな納付方法などについて、ご説明いたしますので、資料No.18の21ページをお開き願いたいと思っております。

1の概要ないし3、導入効果、22ページに移りまして、5の今後の予定につきましては、先ほど、子育て支援課からご説明させていただきました内容と同じでございますので、説明は、省略させていただきます。

22ページの4の事業費及び財源内訳につきまして、介護保険事業特別会計に係る分のご説明をいたします。

介護保険料システム改修業務委託分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資といたしました繰入金と財源とし、694万1,000円、その下の表には、介護保険料収納事務業務委託分の債務負担行為限度額設定として、令和2年から4年度分の71万4,000円を計上しております。

次に、補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.17の25ないし26ページをお開きください。

総括をご覧いただきたいと思っております。

歳入歳出それぞれ補正額欄のとおり、2,470万7,000円を追加しまして、補正後の額を56億9,440万7,000円とするものでございます。

では、まず、歳出及び債務負担行為からご説明をいたします。

同じ資料の29ないし30ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第12節委託料に694万1,000円を、説明欄にありますとおり、電算業務委託料として追加するものでございます。こちらは、先ほど、各種公金の新たな納付方法の導入でご説明した内容の介護保険料に係る電算改修費用となるものでございます。

また、債務負担行為設定につきましては、資料を2枚めくって進んでいただきまして、33ページをお開きください。

こちらで、介護保険料など収納事務業務委託として、71万4,000円を設定しております。

歳出、続きまして、資料を1枚戻りまして、31ないし32ページをお開きください。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金第22節償還金利子及び割引料に1,776万6,000円、内訳といたしまして、説明欄にありますとおり、介護給付費等交付金1,636万3,000円、地域支援事業支援交付金140万3,000円を追加するものでございます。こちらは、昨年度、令和元年度に、国から概算で交付を受けましたそれぞれの交付金につきまして、令和元年度決算により、生じました余剰金を精算し、国などに返還するため、計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

同じ資料、2枚戻りまして、27ないし28ページをご覧ください。

まず、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金の事務費繰入金として、694万1,000円を計上しております。追加しております。こちらは、先ほど、歳出でご説明いたしました各種公金の新たな納付方法の導入の介護保険料に係る電算改修費用の全額の財源でございます。

なお、さらに、この繰入れの財源につきましては、先ほど、一般会計補正予算でご説明をさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をさらに財源とするものでございます。

続きまして、第7款第2項基金繰入金第1目財政調整基金として、1,776万6,000円を追加するものでございます。こちらは、介護給付費や地域支援事業の交付金の精算に伴いまして、返還するための原資を介護保険事業財政調整基金から取り崩し、一旦歳入に繰り入れたものでございます。

議案第61号の説明は、以上となります。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

す。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、議案第62号「令和2年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について、ご説明させていただきます。

資料No.17の34ページ、35ページをお開きいただきたいと思います。

総括をご覧ください。

歳入歳出それぞれ補正額の欄のとおり、1,362万6,000円を追加し、補正後予算の額を7億3,832万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

同じ資料の38、39ページをお開きいただきたいと思います。

第1款第2項第1目徴収費第12節委託料でございますが、各種公金の新たな納付方法導入に係る費用として、892万1,000円を追加するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、後期高齢者医療に加入する被保険者の納付方法の選択肢を増やすとともに、近隣に金融機関のない地区に居住する高齢者の利便性向上、また、納付窓口の分散により、密を防ぎ、感染防止のため、実施するものでございます。

次に、40ページ、41ページ目をご覧くださいと思います。

第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明記載欄のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として、380万2,000円を追加するものです。これは、前年度の繰越金のうち、広域連合に納付すべき金額を計上するものでございます。

次に、42、43ページをご覧くださいと思います。

第3款第1項第1目保険料還付金でございますが、説明記載欄のとおり、過誤納付金などとして90万3,000円を追加するものです。これは、繰越金のうち、令和元年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するために計上するものでございます。

続いて、歳入でございます。

36、37ページをお開き願います。

第4款第1項第1目事務費繰入金にコンビニ収納等に係る費用と同額の892万1,000円を追加してございます。

第5款第1項第1目繰越金につきましては、歳出と同額の470万5,000円を追加しておりますが、これは、令和元年度決算の収支差額分を計上しております。

また、44ページには、先ほど、ご説明させていただいたコンビニ収納等に係る費用について、後期高齢者医療保険料等収納事務業務委託として、令和2年から令和4年の期間において、49万6,000円の債務負担行為を追加するものでございます。

議案第62号に係る説明は、以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

○阿部委員長 それでは、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。どなたかございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、私から、2事業について、お伺いをさせていただきたいと思います。

1点目、資料No.18の24ページの部分でございます。保育所等の感染拡大防止対策事業についてということで、31施設・事業に及ぶという中で、説明をいただきました。

それで、その中では、公立の部分に関しましては、物品等を市で一括購入するというところまでございましたけれども、一方で、私立保育園など、民間事業者が管理運営する施設については、事業者が行う整備について、補助をしていくというような中身でお伺いをいたしました。要は、うちのところでは、これこれこういったものに使いたいということでの進め方になるのかなと思いますが、コロナ対策として何が必要なのかとか、あるいは、どういったものを購入すべきだとか、そういった部分について、迷いが生じてしまうとあまりうまくないなと思っておりまして、そのあたりのご案内等を含めてきっちりされるんだとは思いますが、ちょっとそのあたりについて、お伺いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業の私立保育園などの事業者が、行っている施設、事業に対する補助を使って、必要なものを整備していただくことについてのご質疑です。そして、どのようなものが補助の対象になるのかとか、そういうことを事業者きちんとご説明をする必要があるというご意見かと思えます。

一応、想定されているものとして書かれていますマスクですとか、消毒用エタノール、それから、清掃に使うものですと、いろいろな清掃に使うような物品、それから、手洗いのためのペーパータオル、液体石けん、そういったものも想定していますし、例えば、備品が欲しいということであれば、空気清浄機ですとか、そういう大きい、1点50万円以内ということですので、50万円以内で必要なものを購入していただくということになります。

それで、購入するときに事業者さんで迷いがあるというときは、適宜子育て支援課にご相談

いただきまして、これが対象になるのかどうかということをご相談いただきながら、確実に補助ができるようにしたいということは、考えております。

以上になります。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。お子さん、保護者さんの安全につながることでありますので、その点については、丁寧に進めていただければと思います。

それで、ページを進みまして、26ページ、公立保育所感染症対策事業についてというところで、何点かお伺いをしたいと思います。

それで、説明をお聞きいたしますと、昭和48年の建設ということで、私が生まれる7年前だなど計算しておったんですが、非常にその老朽化というところで心配になったところございまして、そこについて、今回、様々な組み合わせた形での取組でございしますが、こういった形でのご提案をいただいたということは、ああ、なるほどなということで、受止めをさせていただきました。

それで、1つに、老朽化対応というところで上げられておるわけでありまして、屋根、外壁を改修するですとか、そういったところが、もろもろあるわけなんですけど、大体、この老朽化対応というところで、どのぐらい先を見越すといえますか、そういった部分でお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 改修をしたら、施設については、改修後25年以上は使いたいということは、考えております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。25年ということで理解をいたしました。

それで、3密対策ということでは、面積を広げていただくとか、あとは、レイアウトの部分で色々、ソーシャルディスタンス、そういった部分も含めてのお考えなんだと思いますが、その一方で、待機児童対策ということで、いわゆる零歳児室を新規増設をしていくと。あるいは、保育室の面積の拡張をしていくということで、ちょっとこの部分に注目をいたしますと、例えば、現状の定員、そういった部分と照らしまして、例えば、児童の受入れが、どのようになるんだといったところでは、こういった形になりますでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 東部保育所の改修ということで、改修後、レイアウト変更などで児童をさらに受け入れることができるようにしたいということを考えております。

待機児童の対策として、零歳児室を増設したいとも考えております。

また、今現在、1歳から5歳までのお子さんを受け入れておりますが、定員60名のところ、42名の利用となっております。有効に施設を活用できていない、保育士が、十分配置できていないということが、一つ要因としてありますが、その一方で、保育室の面積上、60名の定員に達するように入所を調整することが、できていない現状にありますので、そういったところの解決となるような改修にしたいと考えております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほど、課長おっしゃったとおり、定員60名とうたってはいるんですが、なかなか先ほど、おっしゃったご事情の中で、42名というところにとどまっているということで、零歳児室の新規増設、面積拡張等を踏まえて、定員60名というところが、埋められるといたしますか、きちんと入れるような形をつくっていくということとして、私も受け止めておったんですが、先ほど、課長もおっしゃったとおり、その面積の部分、そして、もう一点、やはり職員の確保の部分というところで課題があるかと思いますが、そういった点については、現時点でお考えは、ございますでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 全くそのとおりで、施設を整えたところで、保育士が、きちんと確保できなければ定員どおりに入所していただくことは、できないのかなと思います。

なかなか会計年度任用職員の保育士を募集していても対応できないところが、あるんですけども、今後、そこに力を入れながら、その対策についても今後、検討していきながら、十分に施設が、活用できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

今回は、保育所の部分でお聞きするのはここまでということにしておこうかと思っております。

すが、本日、市長もご出席されておりますので、そのあたり、大胆なお考えで今後、進めていただければなと思っております。

それで、最後に、今回、東部保育所は、非常に老朽化が心配されておったということで、前段、申し上げたところでありますが、今後の位置付けとしての捉え方ということで、今後、改修後25年ということで、先ほど、ご説明をいただきました。そうなってきますと、これは、お考えの部分でお聞きをするんですが、例えば、公共施設再配置計画等々との関係で、方向性として見た場合に、改修をして25年間使うんだということをどのように整合性をつけていくといたしますか、どういった形、その個別計画の部分を含めまして、どのように考えていけばいいのかなというような思いがあったんですが、そのあたりについて、現時点で説明がいただければということで、お願いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 塩竈市の公立保育所は、ほかにもございます。東部保育所のほかにも古い施設が幾つかございます。そういったところをどうしていくかということも含めまして、東部保育所は、この改修によって、さらに施設を使うことができるような状態になりましてもそれをずっと公立で続けていくかということは、今後、課題として検討していくとしまして、今のところは、まだ決定というか、申し上げられないところではありますが、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.18の23ページ、個別面談ケース会議等管理相談記録システムというところでお聞きします。

この導入については、支援する各部署で情報を共有するということは、とても大切でいいことだと思いました。もし、担当者が替わったにしてもデータが、きちんと管理されていれば、分かりやすく丁寧な支援が、できると思いました。

その中の質疑なんですが、2番目の事業の内容です。⑥のデータ吐出しというところで、他部署との連携は分かりましたが、他様式へのデータ活用ということは、どういうことか、お聞きします。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、この個別面談ケース会議等管理相談記録システムの他様式へのデータ活用ということで、質疑をいただきましたが、

これにつきましては、例えば、集計をする際にエクセルデータに落とすとかで、年代別とかの集計をするとか、相談内容の傾向を探るとかというときの集計をしたりするのに、そういった形でいろんなデータの加工をするために他様式へのデータ活用ということの表現をさせていただきます。

以上でございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それから、もう一つですが、新しいシステム導入に当たって、新しく何か入力したりすることで、職員の方が、やるのでしょうか。それとも、委託した業者さんが、やるのですか。伺います。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これまでのデータにつきましては、職員はそのままというか、新しく導入するデータに移行できるようにする、もしくは、過去のデータをそのままとっておいて、新規に入力する、いろんなやり方が想定されます。お認めいただきましたら、その辺を各社でいろいろ作っているソフトがありますので、その辺を見比べながら、また、一番いい方法でやりたいと思います。いずれ、職員が、新たに過去の分を入力するということは、想定しておりません。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それから、今後、何か制度上で新しく追加しなければならないというときもその業者さんに全てやるということで、職場の方の負担というのは、ありませんか。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 制度が替わったりとかというのは、こちらのシステムには、全く反映というか、関係ないところでございまして、制度が替わったときに反映されるシステムについては、また別に福祉サービスの給付とかと連動したシステムがあります。そちらが、制度が替わったときなんか反映されるほうのシステムでございまして、こちら、今回のものにつきましては、あくまでも相談記録とかの一人一人のケースについての管理システムでございまして、制度とは、また別なところでございます。

以上です。

○阿部委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 私から、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

まず、資料No.18の20ページですけれども、フレイル予防啓発事業ということで、事業内容です。リーフレット配付、1回目、2回目する。体操グッズの配付として、タオルを送るということで、私なんかは、タオルを使って何かをやるような、そういった内容も書かれたりなんかしているのかなと思っていたんですが、それは、啓発的にやっていくということですが、そういうものを含めて、1回目、2回目のリーフレットの内容ですか、どのような変化をもたらすのか、その辺だけ、確認させてください。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ご質疑いただきましたものにつきましては、第1弾、第2弾と発送する1回目のリーフレットの内容でございますけれども、この内容で同封するタオルにつきまして、こちらでは、タオルを使った体操というのも書いてあります。それは、タオルを見ながらやっていただくと。リーフレットには、そのタオルと連携しまして、タオルを使う前にこういう運動をしてくださいねということを見開きといたしますか、その中で書いてあったりとかという内容にしております。さらに一番最後の面につきましては、さらに運動だけではなくて、食べ物、たんぱく質を意識して取りましようとか、そういった健康全般に係る情報について、掲載させていただく予定としております。

これを踏まえまして、1月に送付する内容は、これを送付した後で、ただ送っておしまいということではなくて、各種健康教室などで、そういったタオル、あるいは、リーフレットをご活用しますかということ聞き取りしながら、どういったご活用をしているか、積極的にPRさせていただきまして、その内容を踏まえまして、1月の内容に反映させて、どのようにするかと今、検討しているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。私が、そういった身体的なものではなくて、栄養とか、そういったところをちょっと聞こうかなと思ったんですが、そのとおりにやっておりましたので、この辺、また、第3弾、第4弾と進められるような、そういった取組をお願いしたいと思います。

では、次に、23ページの個別面談ケース会議等管理相談記録システム導入事業ですけれども、これは、事業費48万6,000円ということで、低めのあれですけれども、これは、システムの機能強化拡充という、そういった捉え方でいいんですね。効率化を図る云々とありますけれど

も、その辺、確認します。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この個別面談ケース会議等管理相談記録システムでございますけれども、現在、使っているシステムが、もう十数年使っていて、本当にお一人お一人の相談の記録をためておくものでございます。

今回につきましては、その記録が、もうかなり多くなったということと、そのソフト自体が、年数が経ったということで、パソコンのOSに対応もできないというところもありました。なおかつ、コロナに対応して、相談がスムーズにいくように早く情報を呼び出したりとかということで、面談するときによりきめ細かい面談をしたいということで採用するもので、今までのとは、また別に新たに導入するもので、スペックというんですか、そのソフトの内容が、かなり充実したもので考えております。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

24ページです。保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業ということで、先ほどもありましたけれども、私立保育所、民間事業者が管理運営する施設には、事業者が行う整備に対する補助等により、配備を進めていくということですが、こういった部分、民間も公立も私立もですけれども、市内のこういった施設全体をこれによってしっかりとカバーできると考えてよろしいでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まずは、コロナの感染拡大防止の物品を整備する内容となります。あとは、それをどう使うか、それから、ふだんの生活において、感染を拡大しないような取組を行う、そういったことを公立だけではなく、全ての保育事業の施設などに子育て支援課でも呼びかけていきながら、感染拡大防止をしていきたいと思っております。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。こういったところを関係するところにしっかりと周知をしていただいて、知らなかったというようなことが、ないようにだけしていただきたいなと思います。

では、次に行きまして、26ページの公立保育所の感染症対策事業ということで、東部保育所

の改修とかもしていくということですが、そういった工事に際して、子供たちへの影響等、その辺が、大丈夫なのか、その点だけ確認させてください。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 改修工事をしながら保育をしていくということになりますので、その工事の仕方については、今後、検討していきたいなと思っております。子供たちが、安全に過ごせるような環境で工事を進めたいということを考えております。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。そういった環境対策というところですね。しっかりとやっていただきながら、大事ないい取組だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後、同じ資料の31ページ、令和2年度市民健康診査等におけるコロナ対策についてというところで、新型コロナウイルス感染症の影響で延期になっておりますけれども、各会場で3密回避と、また、感染予防対策はしっかりとやって、取り組んでいただきたいというところですが、1点だけ、ちょっと確認させていただきます。3の実施期間の健診項目の中にいろいろ書かれておりますけれども、例として、最初の国民健康保険特定健診なんかでは、受診されなかった方には、今までですと個別健診ということで、病院を予約して、再度受診を促すとか、していただくという、そういった取組等がございますが、延長されたことによって、そういった再勧奨の部分というのは、進められるんでしょうか、今回は。その点だけ、確認をさせていただきます。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらの国民健康保険特定健診、集団健診を受けられなかった方につきましては、例年、個別で勧奨を行い、受けていただくというような措置を取っております。今回も実施期間は、遅くなっておりますが、医師会と協議をしながら、できるだけ個別健診勧奨できるように、周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。感染症の影響で延期になって、ちょっと期間が、短いというのもありますけれども、この辺、できれば大変いい取組だと思いますので、この部分も、ほかのいろんなそういった関わりもありますけれども、しっかりと取り組んでいただけるよう、お願

いたしまして、質疑を終わります。

○阿部委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号ないし第62号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号ないし第62号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより、請願審査を行いますので、関係者以外の方は、退席していただいて結構です。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」を議題といたします。

これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。

それでは、本請願に関しましては、これまで幾度か継続を行った上で、一般会議等々も開催

をしながら、この間、審議がされてきたところでございます。

それで、私も紹介議員、あるいは、請願者の方々とも個別に意見交換等もさせていただいた中で、まず1つは、この間の経緯につきまして、例えば、一般会議等の開催等々につきまして、まず一つ感謝の言葉を頂戴をしておりました。そういった中で、明らかになってきたことも様々ございまして、1つには、請願の趣旨というところについては、皆さん、思いは一つなんだろうということで、請願者の方々も受け止めておったようではありますが、一方で、財源の部分で様々な意見が出ておるというところで、この間の一般会議等々を見ましても、例えば、その中で、国で今、一定の取組を検討しているだとか、そういった事実も明らかになってきたということで、そういった点についてもお言葉をいただいていたところでもあります。

そういった中で、請願の趣旨について、思いを一つというところを踏まえまして、どういった形で着地させるかというところなんだと思いますが、そういった点につきまして、一般会議の総括文章の中で、その評価というところにも入っているわけではありますが、国、あるいは、県の動向ということが、もう少し明らかになると着地するところというのが、もう少し見えてくるのかなというような思いもありまして、そのあたりの調査を含めて、いつまでもただららということではないんですが、12月ぐらいまでで一つのところが見えてくるのかなという思いもございまして、私としては、引き続き継続をした上で、調査をしていくべきではないかなと考えております。

以上でございます。

○阿部委員長 そのほかご発言ございますか。小野委員。

○小野委員 この件に関しては、一般会議も含め、十分にいろんな、会議だけじゃなくて、個人的にも勉強させていただいたことではございますが、国、県の動向という話で、今回の請願を出された趣旨というか、今回は、塩竈市に対して求めているわけで、国、県では、こういった点もしっかり取り組んでいる、検討していることだということでありましたので、私自身は、今回、決着というか、判断を決めるべきではないかということでは思っておりましたけれども、請願者のいろんな思い等があるというお話もございまして、それは、継続になるのか、どうなるのかは、皆さんの判断でよろしいと思いますので、それだけ、申し上げておきたいと思います。

○阿部委員長 そのほかございせんか。ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、請願第 2 号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りいたします。

請願第 2 号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、請願第 2 号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございます。

午前 11 時 17 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿 部 かほる